

北海道環境パートナーシップオフィス運営協議会設置要綱

平成20年4月1日
平成21年4月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
北海道地方環境事務所

(目的)

第1条 北海道環境パートナーシップオフィス事業責任者（北海道地方環境事務所長及び運営団体責任者、以下「EPO北海道事業責任者」という。）は、北海道環境パートナーシップオフィスの事業運営について、幅広い関係者の参画、協議を得て実施するため、北海道環境パートナーシップオフィス運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(委員等)

第2条 運営協議会は、学識経験者、市民・民間による環境保全活動団体、事業者、地方公共団体等行政機関、中間支援組織等の各主体の関係者8名程度で構成する。

2 運営協議会の委員は、EPO北海道事業責任者が委嘱する。

3 EPO北海道事業責任者は、必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(協議事項)

第4条 運営協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 事業方針及び事業計画に係ること
- (2) その他事業実施に係ること

(開催等)

第5条 運営協議会は、年2回以上開催する。

2 運営協議会は、EPO北海道事業責任者が召集する。

3 運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 運営協議会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 議長は、運営協議会の議事を運営する。

(事務)

第6条 運営協議会の事務は、運営団体が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営上必要な事項は、EPO北海道事業責任者が別に定める。